

多摩市災害時避難要支援者用福祉リフト車両提供に関する協定書

多摩市（以下「甲」という。）と社会福祉法人啓光福祉会（以下「乙」という。）とは、災害時における災害時避難要支援者の移送用自動車として、車椅子用リフト付き車両（以下「福祉リフト車両」という。）の提供について、次のとおり協定を締結する。

（災害時避難要支援者）

第1条 本協定において福祉リフト車両の旅客対象とする災害時避難要支援者は、災害時に、その状況に応じて適切かつ迅速に行動することができない、病人、負傷者、障がい者及び高齢者の市民とする。

（福祉リフト車両及び運転手の提供）

第2条 甲は、災害時避難要支援者の避難のため、福祉リフト車両の利用が必要な場合、乙に対し、災害時避難要支援者用福祉リフト車両の提供依頼書（第1号様式。以下「依頼書」という。）により、その使用する日時及び場所を指定して、福祉リフト車両提供の協力を依頼する。ただし、緊急の場合は、口頭で福祉リフト車両提供の協力を依頼し、後日、依頼書をもって処理するものとする。

2 乙は、甲の協力依頼があったときは、可能な限り、甲に対し福祉リフト車両の提供について協力するものとする。

（福祉リフト車両の提供手続）

第3条 甲は、乙から福祉リフト車両提供の協力を受け福祉リフト車両を運行したときは、提供の協力が完了した後、速やかに使用状況について福祉リフト車両使用確認通知書（第2号様式）により乙に通知するものとする。

（運行方法等）

第4条 福祉リフト車両は、災害時に次の区間の災害時避難要支援者の輸送を行う。

- (1) 市内の被災地から多摩市地域防災計画に基づく市内の指定避難所（小中学校等をいう。以下この項において同じ。）までの間
- (2) 市内の指定避難所から二次避難所（コミュニティセンター、福祉館、総合福祉センター等をいう。）までの間
- (3) その他、甲が指定する場所

2 福祉リフト車両の輸送経路は、甲が指定する経路とする。

（経費の負担）

第5条 甲は、甲の依頼に基づき運行した福祉リフト車両の経費（燃料費、人件費等の実費負担額）を負担する。

2 乙は、前項に規定する実費負担額が確定したときは、経費明細書等を作成し、甲から

通知された福祉リフト車両使用確認通知書を添付のうえ、経費を甲に対して請求するものとする。

- 3 甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に、経費を支払わなければならない。ただし、経費の支払いに予算上の措置を必要とする場合は、この限りでない。

(事故等)

第6条 乙の提供した福祉リフト車両が故障その他の理由により運行の継続が困難な場合は、乙は、可能な範囲で当該福祉リフト車両を交換のうえ、引き続き供給協力を行うものとする。

- 2 乙は、福祉リフト車両の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し、福祉リフト車両事故報告書（第3号様式）により速やかにその状況を報告するものとする。

(旅客及び第三者に対する責任)

第7条 福祉リフト車両の運行に際し、福祉リフト車両の旅客（同伴者を含む。）及び第三者に損害を与えた場合において、乙の責に帰する理由による場合は乙が、乙の責に帰する理由以外による場合は甲がその賠償の責を負うものとする。

(損害賠償)

第8条 甲は、その責に帰する理由により、使用中の福祉リフト車両を損傷し、又は滅失したときは、乙に対しその損害を賠償する。

(災害補償)

第9条 甲は、使用中の福祉リフト車両の運転者（乙の雇用している者に限る。）について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、当該運転者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの補償額等の限度において損害賠償の責を免れる。

(防災訓練等への参加)

第10条 乙は、甲が行う防災訓練等に対し、必要な協力を行うものとする。この場合において、訓練参加に要する経費は、甲乙協議のうえ必要経費等を精算した金額とし、甲の負担とする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも何らの意思表示のないときは、さらに1年間更新されたものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第12条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和4年3月30日

甲 東京都多摩市関戸六丁目12番地1
東京都多摩市
代表者 多摩市長 阿部裕行

乙 東京都多摩市和田1717番地
社会福祉法人 啓光福社会
代表者 理事長 依田明

第1号様式（第2条関係）

第 号
年 月 日

社会福祉法人啓光福祉会
殿

多摩市長

災害時避難行動要支援者用福祉リフト車両の提供依頼書

災害時における災害時要援護者用福祉リフト車両として、第2条の規定に基づき、次のとおり依頼します。

依頼する車両台数	台
依頼期間 及び時間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
乗車場所	
降車場所	
輸送経路	
輸送する人数等	
その他	

※連絡先 部 課 担当 電話

第2号様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

社会福祉法人啓光福祉会
殿

多摩市長

福祉リフト車両使用確認通知書

災害時における災害時要援護者用福祉リフト車両として、提供された車両について、運行が完了し使用状況を確認したため、第3条の規定に基づき、次のとおり通知します。

使用した車両番号			
使用期間 及び時間	年 月 日	時 分 から	
	年 月 日	時 分 まで	
乗車場所			
降車場所			
輸送経路			
輸送した人数等			
その他		確認	

※連絡先 部 課 担当 電話

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

多摩市長 殿

社会福祉法人啓光福祉会

福祉リフト車両事故報告書

災害時要援護者用福祉リフト車両として供給協力した車両について、運行中事故が発生しましたので、第6条の規定に基づき、次のとおり報告します。

車 両 番 号	
発 生 日 時	年 月 日 時 分
発 生 場 所	
事 故 の 発 生 状 況 及 び 原 因	
死 傷 者 等 の 状 況 及 び 対 応	
そ の 他	